

平成26年11月 守口市教育委員会定例会の概要

○ 日 時 平成26年11月17日(月) 午前10時00分～午前11時31分

○ 場 所 守口市役所1号別館3階 第2委員会室

○ 出席者

教育委員

委員長 渡 邊 一 郎

委員長職務代理者 榎 原 恵 理 子

委 員 江 端 源 治

委 員 橋 爪 利 明

教育長 首 藤 修 一

事務局

教育次長兼管理部長 小浜 利彦 学校施設整備監 西 哲郎

指導部長 永井 竜二 生涯学習部長 松 良之

こども部長 大西 和也 総務課長 藤本 淳司

学校管理課長 瀬尾 邦雄 学校教育課長 大野 友己

保健給食課長 西尾 浩樹 生涯学習課長 松原 俊三

スポーツ・青少年課長 宇野田 信幸 放課後こども課長 西本 岳史

教育センター長 廣部 孝徳 保育・幼稚園課長 西田 清太郎

ほか担当職員

○ 審議内容

議案第51号 守口市立寺方小学校・南小学校の統合実施計画(案)について

【説明要旨】

○事務局 それでは寺方小学校・南小学校の統合実施計画(案)について御説明させていただきます。

最初に、実施計画案策定までの経緯について簡単に御説明申し上げます。

平成24年度から学校規模等適正化基本方針に基づき、学校規模の小規模化が進む学校を統合する方針を地域・保護者の方々に御説明し、寺方小学校と南小学校の統合においては、平成26年10月教育委員会定例会で御報告したとおり、10月21日に寺方小学校

と南小学校の学校、保護者、地域の代表者で組織される寺方小学校・南小学校統合校連絡会が発足されました。

その後、統合新設校の学校設置場所と統合時期について意見集約された、寺方小学校・南小学校の統合に関する第一次提言書を平成26年10月31日に、教育委員会に御提言いただいております。提言があったこと、並びに提言書については、平成26年11月4日に教育委員の皆様にご報告しております。

提言内容といたしましては、統合校の設置場所については第二中学校用地、統合時期については平成30年4月1日とする内容となっております。

提言書收受後につきましては、提言内容を踏まえ、平成26年11月11日に部課長で構成される、守口市新しい学校づくり検討委員会を開催し、両校の統合にかかる実施計画と統合校建設にかかる設計の発注方法についても検討し、今回御審議いただく実施計画(案)を作成するとともに設計の発注方法についても、プロポーザル方式による設計者選定が好ましいという意見集約となっております。

以上が、実施計画(案)策定までの経緯となります。

それでは、実施計画(案)の説明に入らせていただきます。

第1といたしまして、守口市における学校統合の背景として、主に本市の少子化の現状に触れたあと、平成13年6月の「守口市新しい学校・園づくり審議会」への諮問から平成24年3月の「守口市学校規模等適正化基本方針」の策定にかかる経緯について記載しております。

第2として、「寺方小学校と南小学校の統合について」では、平成24年度の地域・保護者説明会実施から平成26年10月の統合校連絡会からの提言收受についての経緯について記載しております。

第3として、「統合校の学校づくりについて」では「守口市学校規模等適正化基本方針」の学校づくりの基本的な考え方と、守口市で新設される学校全体の基本コンセプトについて記載しております。この基本コンセプトにつきましては、守口市新しい学校づくり検討委員会で検討し、平成24年9月に策定した守口市立第二中学校・第四中学校の統合実施計画、またその後に策定した、守口市立小中一貫校施設整備計画に記載している内容と同じものとなっております。

第4といたしまして、「寺方小学校と南小学校の歴史について」、主に両校の施設整備

についての沿革を記載しております。

第5として、「小学校の現状と統合の目的」として、小学校の現在の児童数・学級数を記載するとともに、今後の児童数・学級数の推移を記載しております。平成32年には寺方小学校が2学級減の10学級。南小学校が2学級減の6学級になると予測されております。

「各小学校の施設の状況」では、両校とも校舎の老朽化が進んでいる現状を記載しております。

続きまして、小学校統合の目的についてですけれども「学校規模等適正化基本方針」で示しております、適正規模の基準・適正化の方法を記載するとともに、統合後の生徒数の推移を記載しております。

第6といたしまして、「小学校統合の具体的内容」として、1、学校の設置場所について検討し、検討結果として設置場所については第二中学校用地とする旨、記載しております。

2、学校の統合と開校時期については提言内容にもあったとおり、平成30年4月とする旨記載しております。3、寺方小学校・南小学校の統合校新設校の特色ある学校づくりについては、守口市の新しい学校づくりの基本コンセプトと、現在、統合校連絡会でも御検討いただいております新設校の学校コンセプトに関する意見の集約を踏まえ、今後、学校づくりを進めていく旨、記載しております。

また、第二中学校用地におきましては、隣接する保育所がございまして、隣接する保育所との良さを生かした学校づくりを目指す旨が記載されております。

施設整備スケジュールといたしましては、平成30年4月1日新校舎での開校に向けたスケジュール案を記載しております。

第7といたしまして、「計画実施にあたり」、統合に向け魅力的な学校づくりを進めるとともに、進捗状況等の情報発信を行い、進めていく旨を記載しております。

最後に参考資料といたしまして、寺方小学校、南小学校、第二中学校の配置図を添付しております。

以上、まことに簡単な説明ではございますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

【審議状況】

○委員 統合後の寺方小学校と南小学校の跡地の利用計画はどのようになっていますか。

○事務局 寺方小学校・南小学校の統合後の跡地活用については、これから検討していくという形になっておりまして、統合校連絡会でもその点については御議論いただいております。そこで出た御意見等については、教育委員会を通じて、市長部局の跡地活用について検討する部署に申し伝えて、そこで検討いただきます。

○委員 では、今の質問に関連して、この議案と直接関係するものではありませんけれども、土地の跡地の活用ということにかかわってということでお尋ねしますが、新しい事業を教育委員会で立ち上げるということになった場合に、土地が必要であるというようなケースっていうのは将来的に出てくるということが十分考えられるわけですが、その際、新たな土地を求めるとことは非常に困難な課題になるように思います。今回、統合して二中にまとまった場合の跡地は、現段階で計画がなければ、市長部局のほうにこれが移ってしまうというふうに聞いたんですが、そのとおりでしょうか。

○事務局 そのとおりでございます。

○委員 先ほど申しましたように、事業を展開するときに土地が一番大きな課題になるということは多々あることで、一旦、その市長部局に戻ってしまった場合に新たにこの土地を教育委員会で使いたいということになったときには、なかなかこれを使わせてもらうというふうになるのが難しいように思います。なかなか予定どおりには進まないというところはあるんでしょうけれども、できれば統廃合等を計画するプロセスで新たな事業というのを平行して検討して、それを有効に教育委員会で使うというふうにできれば、その部分がクリアできるのではないかと、そんなようなことを思います。現段階では、あとの計画がないということでありましたら、結果的にはそうならざるを得ないというのは重々よくわかるんですけども、教育委員会のある種、現段階での財産である部分が市長部局に移ってしまうということになってしまうということのを合わせて考えるならば、今回のことについてはそういう方向で動くということはやむを得ないとしても、今後またそのようなことがある場合には、できれば合わせて跡地をどのように活用していくかという有効利用についても考えていただければというふうに思います。市長部局から教育委員会が独立している部分があるということ。だからといって利己的なこと、教育委員会のこと

だけを考えるとということではいけないとは思いますが、一旦戻してから再度これを必要になるので欲しいと言ったところで、なかなか難しいというのは経験的に、私も経験したことがございますので。そういうことにならないようにできるだけ計画的に進めるといことは、心しておいていただければなというふうに、これは単なる要望としてお話をさせていただきましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

上記の質疑の後、原案通り可決。

議案第52号 平成26年度教育費補正予算案についての意見

議案第54号 平成26年度教育費補正予算案についての意見

【説明要旨】

議案第52号、54号については内容が関連することから一括して説明を行った。

○事務局　それでは、議案第52号及び追加で御提案させていただきました、議案第54号、平成26年度教育費補正予算案につきまして御説明申し上げます。

今回の補正でございますが、いずれの事業も平成27年4月から事業を開始する必要があり、また今年度中に契約等を行う必要があることから所要の補正をしようとするものでございます。

項目1、施設維持管理事業中学校、中学校費・学校管理費・委託料は、現在、市立小中学校におきましては学校の防犯対策といたしまして、早朝・夕方の有人警備及び夜間の機械警備を委託で行っております。このたび、平成27年4月開校予定の樟風中学校につきまして、4月より新たに学校警備委託を行うことから748万円の補正でございます。なお、契約につきましては平成28年度まで、2か年の債務負担行為を設定しようとするものでございます。

続きまして、項目2及び項目3、施設整備・建設事業小学校でございますが、先ほど御審議いただきました、平成30年開校を予定しております市立寺方小学校・市立南小学校の統合校建設に当たりまして、今年度中に基本設計を開始する必要があることから所要の補正をしようとするもので、項目2、小学校費・学校建設費・報酬・非常勤職員報酬は、市立寺方・市立南小学校の統合校の基本設計及び実施設計業務委託に当たり、プロポーザル方式により設計者の選定を予定しております。つきましては、設計者選定にあたる委員2名の報酬7万2,000円の補正でございます。

項目3、小学校費・学校建設費・委託料は、市立寺方・市立南小学校の統合校の基本設計及び実施設計業務の委託料1億2,645万8,000円の補正でございます。なお、この業務につきましては27年度までの債務負担行為を設定するものでございます。

続きまして、議案第54号の御説明をさせていただきます。

施設整備・建設事業中学校、中学校費・学校建設費・公有財産購入費・土地購入及び物件補償費でございますが、現在樟風中学校については、北側につきましては府の用地でございますが、2期工事分のプール・武道場等の建設用地の購入費用といたしまして、概算額として5億円の補正を行おうとするものでございます。

以上、まことに簡単な説明ですが、よろしく御審議の上、御決定いただきますようよろしくお願いたします。

【審議状況】

○委員 土地購入の経費、いつ決裁の予定ですか。

○事務局 12月市議会に補正予算を計上させていただきましたと、そのあと、速やかに仮契約のほうを大阪府と契約しまして、2月市議会で御承認いただくというふうな流れになっております。正式な購入金額等についても、今後大阪府と協議していくんですけども、また本市の補正予算の計上の金額につきましても、今、5億という内示の概算額に基づいて計上させていただいておるんですけども、正式な購入にあたる金額というのは、このあと、11月後半に不動産評価委員会のほうにかけさせていただきますと、そこで正式に補正予算の金額のほうが確定していきますので、金額については、まだ正式な額ではないということを補足させていただきます。

上記の質疑の後、原案通り可決。

議案第53号 平成27年度守口市公立学校教職員人事基本方針（案）について

【説明要旨】

○事務局 それでは、議案第53号、平成27年度守口市公立学校教職員人事基本方針（案）並びに、平成27年度守口市公立学校教職員人事取扱要領（案）について御説明をいたします。

まず、平成27年度守口市公立学校教職員人事基本方針（案）でございますが、この人事基本方針は、本市の教育理念を踏まえるとともに、学校教育の健全な発展を期するため、

任命権者である大阪府教育委員会の同方針の元に、本市教育委員会の適正な人事を行うための方針として示したものでございます。なお、大阪府公立学校教職員人事基本方針につきましては、参考資料といたしまして添付をさせていただいております。

それでは、本市の基本方針について説明をさせていただきます。

本市の人事基本方針（案）につきましては、本市の教育理念である「郷土を誇りに思い、夢と志を持って国際化社会で主体的に行動できる人材の育成」を人事方針の中に示すこととしております。したがって、平成27年度（案）につきましては、年度のみを修正し、内容の修正はございません。大阪府のほうも年度修正のみ行われております。

内容についてでございますが、まず基本方針の1ですが、各学校の教育目標の達成をはかるため、全市的視野に立ち、適材を適所に配置する。2つ目、児童生徒数の増減及び各校の実情を踏まえた適切な定数管理の基に計画的に人事異動を行う。3つ目、教職員としての経験を豊かにし、力量を高めるため配置がえ及び校種間、広域異動等の交流人事を積極的に進める。4つ目、教職員の新規採用者については、豊かな人間性と教育に対するすぐれた専門性を有する人材となるよう、その育成に努める。最後、5点目、校長・教頭等については、その職責にふさわしい高い識見と指導力を備えた人材を育成し、登用する。

以上、5点を平成27年度の基本方針として示させていただきました。

続きまして、方針と要領はセットでございますので、取扱要領について御説明をさせていただきます。

人事取扱要領は、人事を行うに当たりまして大阪府教育委員会と密接な連携をはかり、計画的な人事を行うための共通認識であり、先の基本方針を受けまして具体的な項目に分け、人事上の取り扱い事項を記述したものでございます。この取扱要領につきましても、先ほどと同様に大阪府の取扱要領を参考資料といたしまして、26ページに添付をさせていただいております。なお、26ページの府の人事取扱要領の変更点を踏まえまして、本市の取扱要領につきましても、27年度につきましては文言修正のみさせていただき、大筋、内容については修正を行っておりませんので御理解賜りますようお願いいたします。

なお、文言の修正を行いましたものにつきましては、新旧対照表をおつけしておりますのでごらんいただきますでしょうか。おおむね、下線部の変更でありまして、内容項目等追加・削除等もございません。文言の修正等させていただいております。

それでは、内容につきまして御説明させていただきます。

まず大きく1点目としましては、教職員の人事についてでございます。

(1) 過欠員の調整につきましては、児童・生徒の増減等に基づく定数事情を勘案の上、計画的な配置がえ及び広域異動を行い、効率的な過欠員調整を図ることとしております。

続きまして、(2) 教職員構成の適正化につきましては、①各学校における教職員の構成については、年齢別・性別・担当教科別等を勘案するとともに、各分野の推進力となる教職員を適正に配置するよう留意すること。②本市の「人権教育基本方針」の趣旨を踏まえ、その推進役となる人材の配置を考慮するとともに、各人事交流経験者の配置については、その経験を活かせるよう配慮することとしております。③小・中学校において、個性に応じた多様な教育の展開並びに小中一貫教育の推進ができるよう、教員配置に考慮することと、また、④では、夜間学級の充実をはかるための人事配置の考慮を述べております。

続きまして、(3) 学校の活性化をはかる人事の推進につきましては、校長の魅力ある学校づくりの推進と、若手教職員の学校運営への参画を促進する等、教職員の意欲の向上を図る人事を推進することとしております。

(4) 同一校に長年勤務している者の異動の推進につきましては、本市では、①新規採用者は4年から6年を目途として、それ以外の者については、7年から10年を目途として計画的に異動を行うこと等を示しております。

(5) 市町村間等における人事交流の推進につきましては、異動を行うに当たっては、学校の活性化を推進するために、市町村間、政令指定都市・豊能地区3市2町・他府県及び異なる校種等、多様な人事交流を積極的に推進するとさせていただいております。

(6) 新規採用教員の人事につきましては資質向上の観点から、適正な配置となるよう考慮するとしています。また、配置校での育成のみではなく、経験の浅い教員を他市町村に異動させ、さまざまな教育活動を体験できる大阪府のチャレンジ交流の意向を踏まえ、さまざまな教育活動を体験できるよう人事交流を積極的に推進することとしております。

2点目としまして、(1) 校長及び教頭の異動等につきましては、学校運営上の能力等を十分考慮するとともに学校の実情を勘案の上、子供たちに「生きる力」を育み、保護者・地域住民から「信頼される学校づくり」を推進するため、適材を適所に配置することとしております。

(2) 校長及び教頭の任用につきましては、その項目の③ですが、女性教職員の管理職任用を、積極的に推進すること等を述べております。

3点目としまして、女性教職員の人事につきましては、(2)女性教職員の人事に当たっては、母性保護の観点に十分留意すること等を記述しております。

最後、大きく4つ目ですが、教職員の退職につきましては、2点示させております。その内の(2)再任用制度等の大阪府教育委員会が実施する退職後の諸制度については、趣旨の周知徹底を図るとともに、その有効活用に努めることと記述しております。

以上、基本方針並びに取扱要領の御説明をさせていただきました。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いをいたします。

【審議状況】

○委員 教職員人事取扱要領の(3)学校の活性化をはかる人事の推進とございますが、非常に大事なことであろうかと思えます。校長の魅力ある学校づくりの推進、この部分ですが、学校長が適切なリーダーシップを発揮していただくため、今、何か課題なようなものはございますか。

○事務局 教職員の全体の課題、大阪府下も準じますが、非常にベテラン層が少なく、若い教職員、つまり採用後10年から15年未満の教職員が50%程度を占めております。この中で、うまく学校のみドルリーダーを育成しながら学校運営を行っていくということが課題であると思えます。学校の実情は、今、申しあげましたように多少、年齢構成が違いますので、年に3回、学校長から人事のヒアリングを行いまして、次年度、先ほど申しあげたように年数によって教職員が異動しますので、その状況を踏まえながら、次年度学校運営がスムーズにいくよう人事ヒアリングを元に教職員の人事異動を行っております。

○委員 今、経験の浅い教職員が半分を占めるとおっしゃいましたが、若手教職員ですよ。その若手教職員の学校運営への参画を促進すると、こう書いてございますが、何か具体的な取り組みはされてますか、守口市において。大事なことだと思います、若手の意欲促進というのは。

○事務局 まず、若手教職員の育成なんです。学校の本市の課題でもあります学力向上につきましては、やはり若い教員については授業づくりを中心に、教育センターが中心となって校内研修を支援しております。それから資質向上を目指したそれぞれの教員研修、これが1つであると思えます。それから、平成18年から新たな職としまして、首席、指導教諭、管理職ではございませんが、学校のリーダーもしくは教員の専門性を生かしながら学校運営の核になるような人材、これを指導教諭は40歳以上、首席は35歳というこ

とで、それぞれ当該の中心にあたるような教員を位置づけ、学校運営に生かしているという状況でございます。ちなみに中学校では、首席については、今現状では全校、指導教諭についても8校に配置しております。小学校については首席のほうはちょっと少ないんですが、今、申し上げた指導教諭については小学校で10名、中学校で6名、年齢的にも40前半から50代というような年齢層の教員を配置しております。以上でございます。

○委員 若手教職員の学校運営への参画を促すということを、常に意識して学校運営に取り組まれるようお願いしたいと思います。

○委員 管理職、校長及び教頭の任用について、その女性教職員の管理職への任用というのを積極的に推進するとあるわけですがけれども、ふさわしい方がおられなかったら、そうはいつでもなかなかできにくいということもあろうかと思えますけれども。今現在、守口市の管理職、校長先生・教頭先生方の中に占める女性の割合というのを参考に教えていただけませんか。小中学校別に合わせて、全体の教職員の中での女性の占める割合、これも合わせてお願いしたいと思います。

○事務局 校長につきましては26名中、現在9名。割合にしまして34.6%が女性の割合です。教頭につきましては27名中、8名、割合にしまして29.6%でございます。教職員につきましては、小学校女性教員の割合は69.2%、中学校は44.0%でございます。教職員数は全体で659名でございます。

○委員 結構高い率で女性の管理職はおられるということでもありますから、他市に比べても遜色のない数値だろうと思えますし、今の状況がいいということでもありますから、引き続き、より積極的にふさわしい方を適切に選んでいただければということをお願いしておきたいと思えます。

○委員 今現在、あと27年度につきましては教職員の欠員状況を教えてください。

○事務局 10月1日現在で申し上げますと、小学校で27名の欠員、中学校で29名の欠員が見込まれております。

○委員 その足りない先生の数が、講師の先生で補われるという形でよろしいでしょうか。

○委員 今、申し上げました、小学校27名、中学校29名につきましては、今年度末、

定年退職される先生方、それから普通、自己都合で退職される先生方の数から再任用ということで、60歳以降、府の制度を利用し再任用制度で引き続き勤務をされる方を引きまして、出てきた数が本来正教員を配置すべき人数になっております。この数につきましては、新規採用教員、それから先ほどありましたように、他市町・他地区からの希望する交流者、それで満たなければ講師というような形であります。講師については臨時的教職員ですので、最終的に欠員が埋まらない状況において採用するということになっております。

○委員 ありがとうございます。

○委員 今、講師というふうにおっしゃったんですが、これはいわゆる常勤の期限付きの講師さん、1年間来ていただくという講師さんと理解してよろしいのでしょうか。

○事務局 22条に示されております、最大1年、任用は半年更新でございますので、常勤の講師ということでございます。

○委員 では、関連して私のほうから。今、再任用というお話がございました。再任用の制度というのが、どの程度実際に使われているのかという実態について、状況を教えてくださいませんか。退職者の方の中で再任用で引き続き来られる方、どれぐらいの割合でおられるのかというあたりですね、教えてくださいませんか。

○事務局 平成26年度の状況で現在は再任用校長が1名、再任用教頭が1名、再任用教諭が25名、再任用養護教諭は1名、再任用事務職員が1名、計29名が再任用制度を活用しております。以上でございます。

○委員 退職された方は全部でどれくらいおられましたか。

○事務局 21名でございます。

○委員 21名で29名が再任用。事務職員の方とかも入っているからということですか。

○事務局 再任用制度を利用している方の人数は、その後継続している者も含ましますので、年齢60歳から65歳の再任用職員の合計人数でございます。

○委員 了解しました。何でお尋ねしたかと申しますと、期限付きで講師さんを探すということで、見つければいいんですけれども、なかなか見つからないとき、事情があって再任用には応募されていない方であっても、事情によってはお願いするという手もありだろうと。校長先生方、人探しというのはなかなか難しいので、府教委に任せ、あるいはそれぞれ他人に任せてというわけにはいかない部分だって出てくるだろうと思うんですね。そ

ういう場合には、急遽探すという産休・育休等で急遽お休みになる場合等も含めて、どうしても人を探さなくちゃいけないという状況があるやろうに思いますので、当然そういうこともなさってるだろうと思いますけれども、事情があつて再任用に応募されない方であっても、そのときはそれでも、少し間があれば可能ということだつてあり得ると思うので、そういうあたりは、やはり経験を積まれた方、せつかくの教育財産だと思いますので、この辺についても視野に入れておいていただければなと思つて申し上げました。よろしくお願ひいたします。

○事務局　今、委員から御意見ありましたように、実情としましては再任用を、制度を活用せずにお辞めになられた方も府に講師登録していただいて、現場の講師として教鞭・教壇に立っておられる先生方も実はおります。その辺については活用していきたいと思つてます。

上記の質疑の後、原案通り可決。